

氏 名	わた なべ しん 渡 邊 伸
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 437 号
学位授与の日付	平 成 14 年 11 月 25 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	宗教改革と社会

論文調査委員 (主 査) 教 授 服 部 良 久 教 授 谷 川 稔 助教授 小 山 哲

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、宗教改革思想の伝播と受容の問題を、とくに共同体原理が果たした役割に着目し、西南ドイツ都市・農村における運動から考察するものである。宗教改革運動に「教会の共同体原理」が重要な意義をもったことは、近年明らかにされてきたところであるが、本論文は、都市・農村の階層分化の実態を明らかにし、また、共同体原理を掲げた運動の目的に、各階層によって差異があったことを示すことにより、共同体原理に求められた機能が多様であったこと、したがって、それは社会各階層の動員を可能にする一方、運動の分岐や齟齬も招来したことを論ずる。そして、宗教改革運動をその方向性から民衆による「共同体宗教改革」と「公権的教会改革」という二つの視角によって分析しうることを提示する。

まず、序章「宗教改革前夜の民衆信仰と教会」では、中世後期の民衆信仰と教会の実態とが、シュトラースブルク市を中心とする西南ドイツの事例から検討される。当時、民衆の信仰活動が高揚していた実態を検証したうえで、カトリック教会の教義との関係では、教義の枠内に留まるものであり、教会の権威を否定するものではなかったが、他方で贖宥状や準秘蹟などは、教会内でも教義上の正統性が問題となっていたことを確認する。さらに、宗教改革との関係では、教会が民衆の要求に応じられなくなっていたこと、そのため、都市や農村の共同体が中心となって信仰活動を行うようになったことが重要であると指摘する。さらに、それらの信仰活動は、都市や農村の共同体のおかれていた状況に対応して、既存秩序の正統化など社会的統合機能を担っていたことも論ずる。

第一部「宗教改革の伝播と都市での改革運動」は、宗教改革運動が、当初、都市で展開した事実をふまえ、都市での受容が、大都市から中小都市への伝播の過程とともに考察される。まず、第一章「シュトラースブルク市における改革運動」では、1960年代以降の都市宗教改革に関する研究史を整理したうえで、都市の改革運動の具体像を、西南ドイツにおける改革派の中核都市であったシュトラースブルクについて分析している。考察の結果、都市民の運動が共同体原理に則した形で展開したことと、改革運動を中世以来の都市民主化闘争の一環とする見解の有効性を確認する。さらに、改革を阻害したと評価されてきた市政府も、統治体制の整備・貫徹という側面では、宗教改革を推進したことが主張される。

第二章「エルザス・オルテナウ地方の諸都市における改革運動」では、シュトラースブルク市の影響下にあったエルザス・オルテナウ地方都市の運動が、シュレットシュタット市、コルマル市を中心に考察される。これは、考察の少なかったカトリックに留まった都市の改革運動の検討でもある。その成果として、これらの都市での公権力の決定力を重視する見解を修正し、民衆の改革運動は統治体制を揺るがすだけの影響力をもっていたこと、他方で、市政府も、統治体制の強化につながる限り、改革を導入したことを明らかにし、第一章と併せて、都市宗教改革におけるこの二つの改革方向から分析する有効性を確認する。同時に、シュトラースブルク市の影響力についても、他都市の運動の支援となっただけでなく、反発を招き、阻害した要因となった事実も指摘される。

第二部「農村への改革の伝播と改革運動」では、都市から周辺農村への改革運動の伝播と受容の問題がとりあげられる。第三章「宗教改革・農民戦争前夜のエルザス農村社会」は、第二次大戦後の農民戦争研究の動向を整理し、とくに近年注目されている「共同体宗教改革」論の論点をまとめたうえで、農民戦争前のエルザス地方の社会・経済状況が検証される。そ

して、農民層分解による共同体分化の進展、都市や領邦の領域政策による外部からの危機の詳細が提示される。とくに教会・修道院の特権による圧迫を示すことで、聖界領主に対する民衆の反教権主義を明らかにする。さらに、経済状況の検討から、農民戦争直前の短期的な経済的不安定が、農民戦争勃発の要因の一つとなったことを論じる。

第四章「エルザス農村への改革思想の伝播」では、改革思想の農村への伝播の問題が、シュトラースブルク市の領村を対象に考察される。まず、宗教改革思想が、都市から農村へと伝播した状況が跡付けられ、エルザス農村では、農民戦争勃発前に、教会の共同体原理に基づいて、都市の改革運動と共通する内容の改革要求が主張されたこと、ただし、要求の中核は、中世後期以来の農村の懸案事項であったこと、また、改革思想の伝播には、市政府による領域政策の一環という側面が認められることを論じ、市政府主導の改革と、民衆の改革運動との緊張関係を指摘する。

第五章「エルザス農村における農民戦争」では、農民団の共同体的な組織化がもっとも発展していたとされるエルザスの事例を検討している。まず、理念の面では、農民が「教会の共同体原理」に基づいて、改革要求を主張したことを確認する。また、この地方では富農層を中心として運動が早期に組織化されたこと、運動は富農層の利害を反映し、下層農民の不満を押さえ込む形で進められたこと、さらに「教会の共同体原理」そのものが、都市と農民との乖離・対立を生み出したことを示し、都市・農村の改革が共通原理に立ったとする近年の「共同体宗教改革」論について修正点を提示する。

第六章「オルテナウ地方およびバーデン辺境伯領における農民戦争」では、エルザス農民団が活発な運動を展開した後、武力弾圧を受けたのに対し、同じ司教区ながら穏健な運動を展開したライン対岸のオルテナウ地方、バーデン辺境伯領の農民の運動が、比較検討される。農民の運動が穏健であったのには、領主側、とくにバーデン辺境伯の穏健姿勢が影響したという通説について、むしろ農民団組織の未発達が要因と考えられること、これにはこの地域の農村共同体の未成熟が背景となっていること、また要求の内容からは、改革理念の浸透が遅れ、受容に限界があったことを指摘する。

前章の考察と併せて、農村部においては、改革運動の展開における共同体の枠組みの影響が、都市よりも鮮明に認められ、既存の共同体が運動の展開に役立ったが、同時にそれが運動に枠組みをもたらし、克服しがたくしたこと、農民の要求の地域差は、宗教改革理念の浸透度の差を反映しており、これが共同体の編成にも影響していたこと、また、農民団の姿勢が世俗権力と教会権力とで相違したことは、伝えられた宗教改革理念の意義と限界を示していることを示す。

第三部「領域教会体制の編成と宗教改革の制度化」では、宗教改革のその後の過程における、共同体原理の展開と改革方向をめぐる対立の顕在化とを検証している。

第七章「シュトラースブルク市の改革教会の展開」は、シュトラースブルク市における改革理念・教会制度の確立過程を考察する。ミサ改革や再洗礼派の問題から、聖職者が共同体理念の定着を図る一方、市政府は、行政権の確立には積極的だが、信仰問題には消極的という姿勢であったことを明らかにし、聖職者と市政府との間の改革方向の相違と緊張関係とが顕在化したことを示す。そして聖職者側が採用し、その後カルヴァン派にも引き継がれた「自律的教会訓練」は、通説のような教会制度の問題に留まらず、都市の統治原理に関わる問題であったこと、それは民衆運動を背景として統治体制を揺るがすものであったことが検証される。これにより、市政府主導の改革と聖職者・民衆の改革運動との対立は、「共同体理念に基づく教会体制」の方向、あり方をめぐって行われたことを論じる。

第八章「バーデン辺境伯領における宗教改革」は、未だ検討の進んでいない問題である、領邦における宗教改革の事例として、農民戦争の展開にも影響したバーデン辺境伯の教会政策をとりあげる。バーデン辺境伯の改革との関係は、旧来、地方史家の争点であったが、宗教改革以前の教会政策と、改革期の一連の教会法令との考察から、当初は宗教改革に積極的であったが、皇帝との関係の悪化を背景に慎重策に転換したとする。しかし、この間の改革政策により、懸案の教会問題、すなわち聖職者の身分・財産特権の解消、教会行政権の掌握という課題が解決をみたこと、その改革政策には、シュトラースブルク市の教会政策と共通する性格をみだせることを示す。同時に、伯の改示政策の下で、都市や農村の共同体が発展し、バーデンにおいても都市・農村共同体の支配層が身分制議會を構成するに至る基礎がつくられたと指摘する。

終章「宗教改革の受容と影響」では、上記の各考察の結果を整理し、宗教改革運動を分析する二つの視角が提示される。当該地域では、宗教改革理念、とりわけ「教会の共同体原理」が、都市・農村の共同体意識を神学的に保証し、広範な改革運動を展開させた。しかし、都市や農村の共同体の実態から、階層により共同体の理念は内容を異にしていた。改革運動の主体は、都市・農村とも民衆であったが、運動には共同体意識や連帯意識の濃淡が反映した。また、改革運動の進展により、

農民戦争における「キリスト者同盟」、あるいは再洗礼派の運動、自律的教会訓練の運動など、既存の共同体の枠にとどまらない、新たな共同体が組織化された。それらは、既存の共同体・権力構造を脅かし、市政府などに弾圧策をとらせた。このような共同体をめぐる多様な利害関係を見落とすことはできないと論ずる。

従来、都市の宗教改革は、「市参事会主導の宗教改革」か「民衆の宗教改革」か、あるいは「共同体宗教改革」か、という論議がされてきた。また、従来の宗教改革の類型には「諸侯の宗教改革」もある。しかし、宗教改革の進展を考察するにあたって、改革の類型を増やす方法は、ここでの検討結果からも有効性に疑問があると指摘する。そして、一部の諸侯がとった積極的な改革政策には、都市政府の政策との間に共通性、類似点をみいだせることから、市政府と諸侯に共通する改革の主張とそれに基づく改革政策とを「公権的教会改革」と呼ぶことが可能とする。そこから「公権的教会改革」の方向と、共同体を中心とする民衆による「共同体宗教改革」の方向の、二つの運動方向を措定し、宗教改革運動を分析、検討することが有効と結論している。

論文審査の結果の要旨

ドイツ宗教改革史研究は、神学・教会史・思想史の分野で長い歴史と蓄積を持ち、他方農民戦争史については、社会経済史に重点を置いた実証研究が行われてきた。ところが1960年代にB・メラーが宗教改革と都市共同体の親和性を強調し、さらに70年代にはP・ブリックレが、都市を中心とした宗教改革と農民戦争を、ともに共同体を基盤とした社会運動として、共通の枠組みで捉える視点を示すことにより、欧米の研究者に多大の影響を与えた。以後、宗教改革研究において社会史的なアプローチは、重要な位置を占めているといえてよい。日本でも戦後、宗教改革史研究はルターを中心に、カルヴァンやツヴィングリら指導者の改革思想を対象として進められ、社会経済史的な農民戦争研究とは分離して行われてきた感がある。本論文の目的は、ルターに始まる宗教改革思想・理念が当時の社会に受容されるプロセスを、宗教改革の展開において重要な位置を占める、シュトラースブルクを中心とするエルザス地方を対象として、具体的に解明することである。

本論文の全体的な意義と特色は次の点にある。まずブリックレの「共同体の宗教改革」のコンセプトをモデルとし、これに対するT・ブラディらの最近の批判的研究をふまえて、エルザス地方の都市と農村社会の双方を視野におさめ、農民戦争をも含めた地域全体の宗教改革運動を包括的に考察したことである。共同体（ゲマインデ）の宗教改革運動と、市参事会や領邦君主による「公権的教会改革」の相互関係を基軸とし、中世末期、宗教改革前夜における民衆信仰の特質から、農民戦争期の改革のピークを経て、仮信条協定締結の改革収拾期まで、この地域の「宗教改革と社会」の歴史を、膨大な文献史料を博捜することにより描ききったことは、宗教改革研究史上、特筆に値する功績といえよう。

さらに本論文の評価されるべき個別具体的な成果として次のような点が挙げられる。

ルターやツヴィングリの思想に由来する「教会の共同体原理」は、共同体による信仰の選択や教会の管理運営を正当化することにより、都市・農村の改革運動に大きな影響を与え、本論文を貫くライトモチーフをもち込んでいる。論者はその際、ブリックレらが改革運動、農民戦争の基盤として強調する「共同体原理（コムナリスムス）」は理念であるとし、内部に階層分化と対立を含む現実の共同体とは区別して考えねばならないこと、共同体の各階層における「教会の共同体原理」の受容には齟齬があったことを指摘する。そのためシュトラースブルクでは市参事会が管理する教会体制（一種の領邦教会制）に対して不満を持つ改革聖職者、市民は、やがて「自律的教会訓練」（教区やツンフトの枠にとらわれない集会運動）を生み出したのである。このように「共同体」の理念と現実の相克と葛藤の中に、宗教改革運動の政治的、社会的ダイナミズムを把握し、一地域の歴史をクリアに描き出したことは論者の大きな功績である。

また本論文は、エルザスとそのライン対岸のオルテナウ地方における宗教改革の伝播について、ドイツ各地から様々な改革指導者が流入していた中心都市シュトラースブルクから、コルマール、シュレットシュタットなどの周辺中小都市へ、さらにシュトラースブルク市領域に含まれる農村へというプロセスを明らかにした。その際に、従来研究者によって重視されてきた印刷物よりも、オーラルなコミュニケーション、とりわけ改革説教師を中心とする人的つながりが重要であったことを、具体的に説教師がシュトラースブルク市から各地域の農村に出かけて説教、宣伝活動を行う様を示して指摘したことも、社会文化史上の重要な成果である。また論者は、シュトラースブルク市当局が説教師や改革聖職者の派遣等により、市領域の農村における改革支援を行ったことを、教会統制による市の領域支配の強化策と位置づける。やはり論者が強調す

る、市内の聖職者の市民化と、教会管理権の掌握という、宗教改革以前から市当局が推進していた政策とあわせて考えるなら、いわゆる領邦教会政策と同様の目標が都市当局によって、より早期に追求されていたことが認識されよう。これは宗教改革の政治史に、論者が都市史の側から加えた、あらたな知見である。宗教改革の展開を考察する際には、このような支配権力の「公権的教会改革」と、教会の共同体原理に代表される「共同体宗教改革」の、相互に作用する二つの運動方向を考える必要があるとの論者の指摘は、今後の宗教改革研究の指針ともなろう。

なお本論文に望まれる点としては、シュトラースブルクのエルザス地方を越える、ヨーロッパの宗教改革や人文主義に与えた影響をも考慮すること、共同体の社会経済的構造については、論者自身の実証研究を十分に行うことなどが挙げられる。いずれも論者が今後の研究によって克服しうる課題である。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成14年7月31日、審査委員3名が論文内容とそれに関連したことがらについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。